

**高見台クリニック
指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション
運営規程**

(事業の目的)

第1条 医療法人健友会が開設する指定通所（予防）リハビリテーション（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある利用者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、通所リハビリテーションを必要とする利用者に対して、要介護状態の改善若しくは悪化の防止となることに資するよう、日常生活動作の機能回復の目標を設定し、計画的にサービスを提供するものとする。また、自ら提供する通所リハビリテーションの質の評価を定期的に行い、常にその改善を図る。

- (1) 通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を行うのに必要な動作等の機能回復訓練等を行う。
 - (2) 実施にあたっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について理解しやすいように説明を行う。
 - (3) リハビリテーション技術の進歩に対応し、適切なリハビリ技術をもってサービスの提供を行う。
 - (4) 常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族等に対し適切な相談・援助等を行う。
- 2 事業の運営にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 : 高見台クリニック通所リハビリテーション
- (2) 所在地 : 酒田市高見台1丁目13番14号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 医師 1名 (常勤兼務)
管理者は、事業者の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名 (常勤兼務)
利用者の病状に応じた医学的管理を行う。
- (3) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1名以上 (常勤)
利用者の個々の状態に応じた機能回復訓練を行う。
- (4) 看護師 1名以上 (常勤)
利用者の健康管理や衛生管理等の看護業務を行う。
- (5) 介護職員 2名以上 (常勤)
利用者の日常生活上必要な介護業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

水曜日の午後・土曜日・日曜日・祝日（振替休日を含む）・5月20日

8月13日・12月30日～1月3日は休業日とする。

但し、長期間の連休となる場合は、事前に利用者及びその家族並びに
居宅介護支援事業所等の関係者に周知の上、営業日とすることがある。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(利用定員)

第6条 サービスの利用定員は1単位10名とし、1日2単位を行う。

1単位目は午前9時から午前11時15分、2単位目は午後1時45分から午後4時とする。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

(1) 心身状態把握

(2) 個別運動機能向上リハビリ

(3) 栄養状態の管理・口腔機能改善

(4) 家族・利用者相談、助言

(利用料)

第8条 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、法定代理受領の額は介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

2 教養娯楽費 実費相当

3 前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者及びその家族に対し、
当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は酒田市とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は指定通所リハビリテーションを利用する場合、以下の事項を守らなければならない。

(1) 利用者は、通所リハビリテーション計画（要支援者にあっては介護予防リハビリテーション計画）に沿ったリハビリテーションを行い、心身の機能の維持回復を図る。

(2) 設備の利用にあたっては物品の取り扱いに注意し、また共用する設備においては平等に使用することとする。

(緊急時における対応)

第11条 指定通所リハビリテーション実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、ご家族の方に連絡し必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。必要に応じて主治医に連絡を行い、指示を求めるなどの必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に適切に対応するため、非常災害に関する具体的計画を作成し、また非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(秘密保持及び個人情報保護)

第13条 従業者は業務上知り得た利用者又はその他の秘密を保持する。

2 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第14条 管理者は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員をおき、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第15条 事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに県及び市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) その他虐待防止のために必要な委員会の開催、指針の整備等の措置

2 事業所は、サービス提供中に養介護施設従事者等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村又は地域包括支援センターに通報するものとする。

(記録の保存期限)

第17条 サービス提供に関する記録の保存期間はサービス提供の完結日から5年とする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、職員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修
 - (2) 繼続研修
- 2 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人健友会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成 30 年 8 月 20 日から施行する。

改訂 令和 5 年 11 月 1 日

改訂 令和 7 年 4 月 1 日